

墨田区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年9月28日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第34号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区民関係の部2の項中「1通につき 450円」を「1通につき450円。ただし、多機能端末機（区の電子計算組織と通信回線で接続された区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合は、1通につき350円とする。」に改め、同部9の項中「（区の電子計算組織と通信回線で接続された区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。以下同じ。）」を削り、同部10の項中「1通につき 300円」を「1通につき300円。ただし、多機能端末機による交付の場合は、1通につき200円とする。」に改め、同表 3 建築・都市計画・土木関係の部1の項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「増築する」を「建築する」に改め、同部2の項、3の項、6の項、7の項、9の項から12の項まで及び14の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同部15の項の次に次のように加える。

15 の2	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき 31,000円	認定申請のとき。
----------	--------------------------------------	-------------------------	---------------	----------

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部16の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、

同部21の項中

「
1件につき 180,000円
」

を

<p>1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合 87,000円</p> <p>(2) 建築基準法第48条第16項第2号に該当する場合 92,000円</p> <p>(3) 前2号以外の場合 180,000円</p>

に改め、同部24の項の次に次のように加える。

24の2	建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき 36,000円	許可申請のとき。
------	--	-------------------	---------------	----------

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部25の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同部32の項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同部32の2の項中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同部32の3の項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同部42の項の次に次のように加える。

42の2	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき 195,000円	許可申請のとき。
------	---	----------------	----------------	----------

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部46の2の項及び46の3の項中「分けて」の次に「増築等を含む」を加え、同部中46の4の項を46の8の項とし、46の3の項の次に次のように加える。

46の4	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計	1件につき 28,000円	認定申請のとき。
------	---	--	---------------	----------

		画に関する 認定申請手 数料		
46 の5	建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。
46 の6	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	1件につき 108,000円	許可申請のとき。
46 の7	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	1件につき 195,000円	許可申請のとき。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表 3 建築・都市計画・土木関係の部15の項の次に15の2の項を加える改正規定、同部16の項の改正規定及び同部42の項の次に42の2の項を加える改正規定 公布の日
- (2) 別表 1 区民関係の部の改正規定 平成30年12月17日

(3) 別表 3 建築・都市計画・土木関係の部の改正規定（第 1 号に掲げる改正規定を除く。） 墨田区規則で定める日